

## 平成 26 年度第 25 回人事委員会定例会会議結果

1 開催日時 平成 27 年 2 月 26 日(木) 午前 10 時

2 開催場所 委員室

3 出席者 委員長 熊谷 隆司  
委員 伊藤 方子  
委員 飛澤 重嘉  
  
事務局長 佐藤 新  
総括課長 花山 智行  
担当課長 小原 由香

### 4 議題

(1) 会議の公開・非公開の決定

会議の冒頭、議案第 4 号及び議案第 5 号を非公開とする旨決定

(2) 議題

議案第 1 号 条例案に対する意見について (公開)  
議案第 2 号 職員の任用に関する規則の一部改正について (公開)  
議案第 3 号 平成 27 年 4 月 1 日における号給の調整に関する規則の制定について (公開)  
議案第 4 号 平成 27 年度岩手県職員採用Ⅲ種試験(特別募集)の実施について (非公開)  
議案第 5 号 職員の選考による昇任及び職務の級の決定について (非公開)  
報告事項 1 関係労働団体等からの要請書について (公開)

### 5 審議の状況(結果)

(1) 公開とした会議

[議案第 1 号]

条例案に対する意見について、決定した。 資料はこちら

[議案第 2 号]

職員の任用に関する規則の一部改正について、決定した。 資料はこちら

[議案第 3 号]

平成 27 年 4 月 1 日における号給の調整に関する規則の制定について、決定した。 資料はこちら

[報告事項 1]

関係労働団体等からの要請書について、報告があった。

(2) 非公開とした会議

[議案第 4 号]

平成 27 年度岩手県職員採用Ⅲ種試験(特別募集)の実施について、決定した。

[議案第 5 号]

職員の選考による昇任及び職務の級について、決定した。

### 6 傍聴人 なし

岩手県人事委員会議についての問い合わせ

岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県人事委員会事務局職員課

電話 019-629-6236

F A X 019-629-6239

メール DD0002@pref.iwate.jp

## 議案第 1 号

### 条例案に対する意見について

平成27年 2 月 26 日 提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

---

#### 1 趣旨

平成27年 2 月岩手県議会定例会に提出された次に掲げる条例案について、岩手県議会から地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づき意見を求められたので、別紙のとおり回答しようとするものである。

#### 2 意見を求められた条例案

- (1) 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例のうち附則第 5 項及び第 6 項（議案第 27 号）
- (2) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（議案第 29 号）
- (3) 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（議案第 30 号）
- (4) 職員の職務に係る倫理の保持に関する条例の一部を改正する条例（議案第 32 号）
- (5) 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（議案第 61 号）

人委職第 号  
平成27年 月 日

岩手県議会議長 千葉 伝 様

岩手県人事委員会  
委員長 熊谷 隆司

条例案に対する意見について（回答）

平成27年2月16日付け議第276号により意見を求められた条例案に対する意見については、下記のとおりです。

記

- 1 「議案第27号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例のうち附則第5項及び第6項」、「議案第30号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第32号 職員の職務に係る倫理の保持に関する条例の一部を改正する条例」について

議案第27号、議案第30号及び議案第32号については、適当なものと認められます。

- 2 「議案第29号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第61号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について

議案第29号及び議案第61号の条例案による給料の特別調整額及び管理職手当の一部を減額する措置については、本県の財政事情等諸般の情勢に鑑み行う特例的な措置であり、やむを得ないと考えます。

しかしながら、特例的な減額措置は平成17年度から毎年度実施され、その期間は10年の長きにわたっており、本委員会としては、早期に勧告に基づく給与水準が確保されるよう望むものであります。

## 条例案に対する意見について

### 1 検討の趣旨

平成27年2月県議会に提案された職員に関する条例案について、県議会から地方公務員法第5条第2項に基づき意見を求められたことから、検討を行うものである。

(議会日程)

平成27年2月16日 意見照会  
 2月17日 招集・議案提案  
 3月19日 常任委員会  
 3月23日 本会議採決

### 2 提出された条例案及び概要

条例案の名称及び改正概要（詳細は別紙のとおり。）

条例案名	条例案の主な内容	検討資料	議案番号
特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案（附則第5項及び第6項関係）	新たな教育長の給料等について規定 ※「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」の廃止について、意見を求められたもの。	別紙1	議案第27号
職員の職務に係る倫理の保持に関する条例の一部を改正する条例案	条例の適用範囲からの教育長の除外	別紙2	議案第32号
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	給料の特別調整額の減額 (平成27年4月～平成28年3月)	別紙3	議案第29号
市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案	市町村立学校職員の管理職手当の減額 (平成27年4月～平成28年3月)	別紙4	議案第61号
一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	1 用地交渉等手当の支給範囲の拡大 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の一部改正に伴う所要の整備	別紙5	議案第30号

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（人事委員会及び公平委員会並びに職員に関する条例の制定）

第五条 地方公共団体は、法律に特別の定がある場合を除く外、この法律に定める根本基準に従い、条例で、人事委員会又は公平委員会の設置、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について必要な規定を定めるものとする。但し、その条例は、この法律の精神に反するものであつてはならない。

2 第七条第一項又は第二項の規定により人事委員会を置く地方公共団体においては、前項の条例を制定し、又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において、人事委員会の意見を聞かなければならない。

## 別紙 1

## 1 条例案の内容

## (1) 条例案の名称

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案（議案第27号）（附則第5項及び第6項関係）

## (2) 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い教育長の給料等について定め、並びに諸般の情勢に鑑み知事及び副知事の平成27年4月から平成28年3月までの間に支給されるべき給料を減額しようとするものである。

## (3) 改正内容

- ア 教育長の給料、退職手当及び職務のため旅行したときの旅費について定めること。（第10条、別表第1、別表第2関係）
- イ 知事及び副知事に平成27年4月から平成28年3月までの間において支給されるべき給料を定めること。（附則第38項関係）
- ウ その他所要の整備を行うこと。（第1条、第10条、別表第1関係）
- エ 施行期日等
- (ア) この条例は、平成27年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）
- (イ) 所要の経過措置を講ずること。（附則第2項～第4項関係）

意見対象

- (ウ) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止すること。（附則第5項関係）
- (エ) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止に伴う経過措置を講ずること。（附則第6項関係）

## 2 条例案意見

## (1) 検討

## 【新たな教育長の身分取扱い等】

	身分	任命方法
現教育長	特別職	任命に議会同意を必要とする教育委員
	一般職	教育委員のうちから教育委員会が任命する教育長
新教育長	特別職	地方公共団体の長が議会の同意を得て任命

## 【教育長の給与等の勤務条件】

現行の教育長の給与等の勤務条件については、教育公務員特例法第16条第2項を根拠に「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」で定めているが、教育公務員特例法第16条が削除され（平成26年6月20日公布、平成27年4月1日施行）、今回、新たな教育長に係る給与及び旅費については「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」で定めることとなることから、「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」は廃止すること。

	身分	根拠法令	条例
現教育長	特別職	—	—
	一般職	教育公務員特例法第16条第2項 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">削除</span>	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">廃止</span>
新教育長	特別職	地方自治法第203条の2、第204条	特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例

## (2) 措置案

適当なものと認められます。

## 【理由】

- ・ 教育公務員特例法第16条第2項が削除されることから、同項を根拠とする「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」を廃止するものであること。
- ・ 現在の教育長は、委員としての任期満了（～H28.3.31）まで従前の例により在職することから、上記条例の廃止に伴う経過措置を講ずることが、適当であること。

## (参考)

## 【教育公務員特例法】

## (教育長の給与等)

第十六条 教育長については、地方公務員法第二十二条から第二十五条まで（条件附任用及び臨時的任用並びに職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件）の規定は、適用しない。

- 2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める。

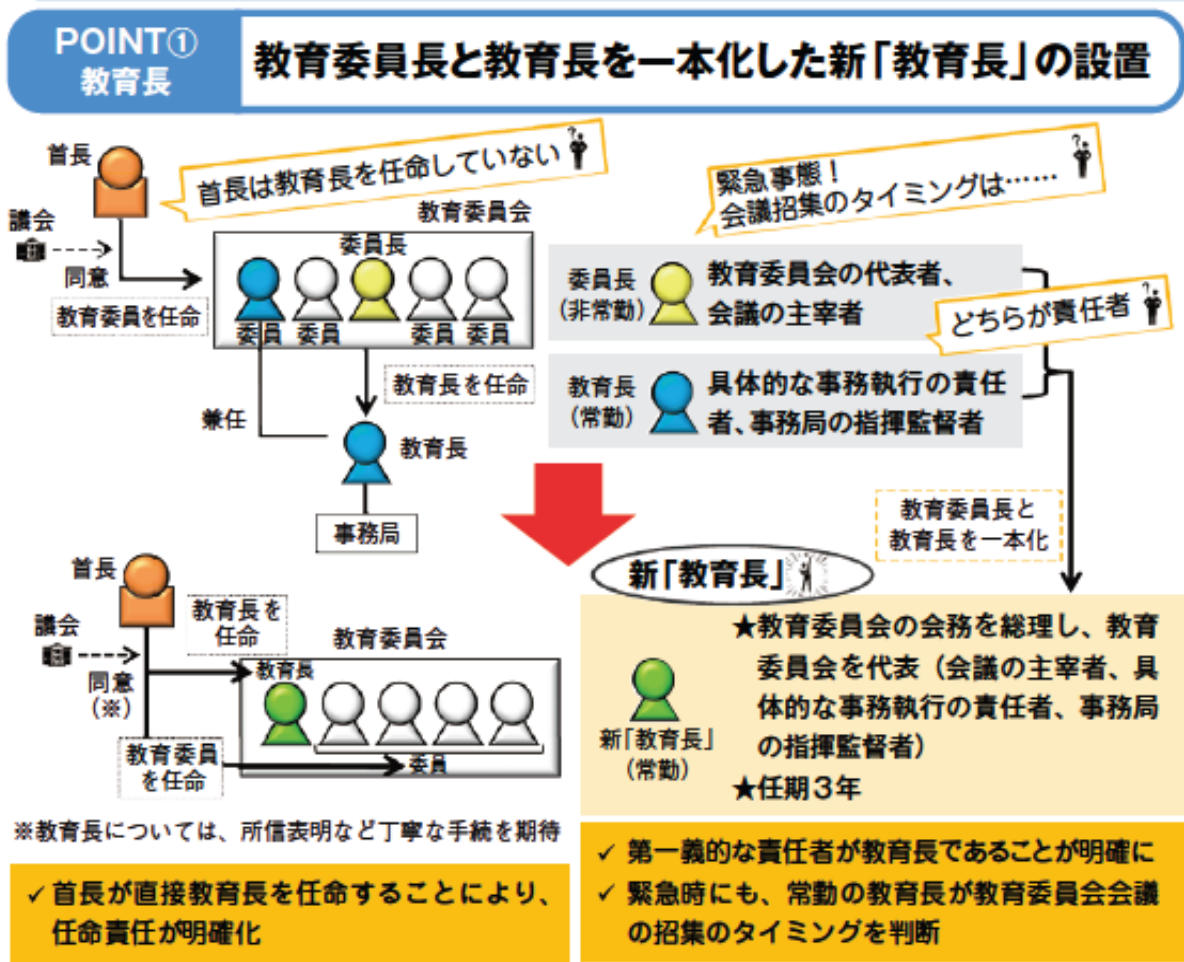
## 【地方自治法】

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

- 2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- 3 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 4 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

(参考) 新教育委員会制度 (文部科学省資料より抜粋)



## 別紙 2

## 1 条例案の内容

## (1) 条例案の名称

職員の職務に係る倫理の保持に関する条例の一部を改正する条例案（議案第32号）

## (2) 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、条例の適用範囲から教育長を除外とするものである。

## (3) 改正内容

項目	改正内容等
条例の適用範囲（管理職員） （第2条関係）	条例の適用範囲から <b>教育長を除外</b> すること。

## (4) 施行日（附則関係）

**平成 27 年 4 月 1 日**

## (5) その他

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）によりなお従前の例により在職する教育長については改正後の条例の規定にかかわらず従前の例によるもの。

## 2 条例案意見

## (1) 検討

## ア 特別職に係る職員の職務に係る倫理の保持に関する条例の適用の考え方

**原則適用外**。ただし、医療局長と企業局長については人事上の取扱いが一般職の部長級の職員と同様の取扱いをしていることから例外的に適用している。

## イ これまでの教育長の取扱いの考え方

教育長は特別職である教育委員の身分も併せ持つが、**教育長は一般職の職員に区分**されていることから**職員の職務に係る倫理の保持に関する条例を適用**することとしてきたもの。

## ウ 新「教育長」の身分

- ・ **新「教育長」**は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する職（地教行法 § 4 (1)）であることから、**特別職の身分のみを有する**ものとなること。
- ・ 新「教育長」は、教育行政を行うにあたり必要な資質を備えていれば幅広く民間からの登用もあり得ること。

## (2) 措置案

**適当なものと認められます。**

## 【理由】

原則として、知事や副知事などの特別職の職員については、公選の職であることやその就任にあたり議会の議決を要する職であることなどから責任の負い方が一般職の職員とは異なり、一般職と同じ倫理規範によることに馴染まないと考えられることから倫理条例の対象となっておらず、新「教育長」についても、特別職であることから他の特別職と同様に適用外とすることが適当であると考えられること。



## 別紙 3

## 1 条例案の内容

## (1) 条例案の名称

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案（議案第29号）

## (2) 趣旨

諸般の情勢に鑑み、管理又は監督の地位にある職員に支給されるべき給料の特別調整額を減額しようとするものである。

## (3) 改正内容

項目	改正内容等																																																																																			
給料の特別調整額の減額措置 (附則第35項関係)	<p><b>給料の特別調整額</b>について、下記のとおり<b>減額措置を講ずる</b>こと。 ※ 減額率は緩和されること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">行政職 8 級相当以上</th> <th colspan="2">行政職 6・7 級相当</th> </tr> <tr> <th>1 種</th> <th>2 種</th> <th>3 種</th> <th>4 種</th> <th>5 種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>減額率</b></td> <td colspan="3"><b>15% (現行25%)</b></td> <td colspan="2"><b>10% (現行15%)</b></td> </tr> <tr> <td>特別調整額の例</td> <td>128,900円 (9級)</td> <td>94,300円 (8級)</td> <td>84,900円 (8級)</td> <td>71,200円 (7級)</td> <td>50,500円 (6級)</td> </tr> <tr> <td>代表的な職(本庁)</td> <td>部長</td> <td>副部長 室長</td> <td>参事</td> <td>総括課長</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>(参考) 減額措置影響額</td> <td>△1.9万円 程度</td> <td>△1.4万円 程度</td> <td>△1.3万円 程度</td> <td>△7千円 程度</td> <td>△5千円 程度</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【実施期間】 平成27年4月から平成28年3月までの1年間</b>  <b>【削減総額及び対象者数(特別調整額及び管理職手当合計)】</b>          ・ 削減総額 <b>約8,800万円</b>          ・ 対象者数 <b>約1,040人</b>  <b>【全国の状況】(H26.4.1現在/人事課作成資料から抜粋)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>減額率</th> <th>部長級</th> <th>副部長級</th> <th>総括課長級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>25%</b></td> <td><b>1</b></td> <td><b>1</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20%</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>15%超～20%未満</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td><b>15%</b></td> <td></td> <td></td> <td><b>1</b></td> </tr> <tr> <td>10%超～15%未満</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10%</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>5%超～10%未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5%</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>5%未満</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <span style="background-color: #e0f0ff; border: 1px solid black; padding: 2px;">15%</span> 本県における減額率  <b>【東北各県の状況】(H26.4.1現在/和歌山県照会結果参照)</b>          宮城県：△3～5%（～H27.3）、山形県：△18%（～H29.3）          ※青森県、秋田県、福島県は減額措置なし。</p>						行政職 8 級相当以上			行政職 6・7 級相当		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	<b>減額率</b>	<b>15% (現行25%)</b>			<b>10% (現行15%)</b>		特別調整額の例	128,900円 (9級)	94,300円 (8級)	84,900円 (8級)	71,200円 (7級)	50,500円 (6級)	代表的な職(本庁)	部長	副部長 室長	参事	総括課長	課長	(参考) 減額措置影響額	△1.9万円 程度	△1.4万円 程度	△1.3万円 程度	△7千円 程度	△5千円 程度	減額率	部長級	副部長級	総括課長級	<b>25%</b>	<b>1</b>	<b>1</b>		20%	1	1	1	15%超～20%未満	1	1	1	<b>15%</b>			<b>1</b>	10%超～15%未満	1	1		10%	4	4	4	5%超～10%未満				5%	2	2	1	5%未満	1	1	2	計	11	11	10
	行政職 8 級相当以上			行政職 6・7 級相当																																																																																
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種																																																																															
<b>減額率</b>	<b>15% (現行25%)</b>			<b>10% (現行15%)</b>																																																																																
特別調整額の例	128,900円 (9級)	94,300円 (8級)	84,900円 (8級)	71,200円 (7級)	50,500円 (6級)																																																																															
代表的な職(本庁)	部長	副部長 室長	参事	総括課長	課長																																																																															
(参考) 減額措置影響額	△1.9万円 程度	△1.4万円 程度	△1.3万円 程度	△7千円 程度	△5千円 程度																																																																															
減額率	部長級	副部長級	総括課長級																																																																																	
<b>25%</b>	<b>1</b>	<b>1</b>																																																																																		
20%	1	1	1																																																																																	
15%超～20%未満	1	1	1																																																																																	
<b>15%</b>			<b>1</b>																																																																																	
10%超～15%未満	1	1																																																																																		
10%	4	4	4																																																																																	
5%超～10%未満																																																																																				
5%	2	2	1																																																																																	
5%未満	1	1	2																																																																																	
計	11	11	10																																																																																	

## (4) 施行日（附則関係）

平成27年4月1日

## (5) その他

給料の特別調整額に係る減額割合を条例附則で定めるのは行政職給料表適用者のみ。

その他の給料表適用者については、別途、「知事が定める職員」として、特例規則を制定の上、規定する予定である。

## 2 条例案意見

## (1) 検討

## ア 人事委員会勧告と減額措置の関係にかかる最近の動向

## 【国家公務員給与減額訴訟（東京地裁・平成26年10月30日判決）】

国家公務員の給与減額支給措置を講ずるための給与改定・臨時特例法は、厳しい財政事情に加えて東日本大震災への対処の必要性が存在することにおいて、同法の必要性は否定できず、人事院勧告制度が本来の機能を果たすことができないと評価すべき不合理な立法とはいえないなどとして、国家公務員らからの給与減額相当分の損害賠償請求等が却下された事例。

(判決のポイント)

- ・ 勧告に基づかない減額措置の立法が、一義的に許されていないと解することはできない。
- ・ 必要性がなく、又は、人事院勧告制度がその本来の機能を果たすことができないと評価すべき不合理な立法がされた場合には、当該法律が憲法に違反する場合があります。
- ・ 違憲判断に当たっては、減額措置の必要性及び合理性（減額の期間及び程度等）を考慮すべきである。

## 【本県の条例案と国の給与改定・臨時特例法の比較】

		本県の条例案	国の給与改定・臨時特例法
必要性		諸般の情勢：厳しい財政運営	厳しい財政事情に加えて東日本大震災への対処の必要性が存在
合理性	減額の期間	1年 ※実態として10年継続	2年
	減額の程度	特別調整額 △10%～15% ※今年度 △15%～25%	給与△平均7.8%

## イ 本年の考慮事項

- ・ 給与の引上げ勧告及び勧告に係る条例改正後に実施される減額措置であること。
- ・ 本県では、特別調整額等の減額措置が平成17年度から10年にわたって継続されていること。
- ・ 他県の状況として、減額措置を廃止する傾向にあること。

## 【全国の状況】

年度	給料月額減額措置	特別調整額の減額措置	未実施
平成24年度	23団体 (48.9%)	19団体 (40.4%)	15団体 (31.9%)
平成25年度	20団体 (42.6%)	19団体 (40.4%)	18団体 (38.3%)
平成26年度	11団体 (23.4%)	11団体 (23.4%)	29団体 (61.7%)

※ 給料月額及び特別調整額の両方を減額している団体は H24 年度 10 団体、H25 年度 10 団体、H26 年度 4 団体

## ウ 特別調整額の減額率の緩和について

減額率の大小にかかわらず、特例的な減額措置の早期解消を望むという従来の立場を踏まえ、減額率の緩和については特段言及しないこととする。

## (2) 措置案

給料の特別調整額及び管理職手当を減額する措置については、本県の財政事情等諸般の情勢に鑑み行う特例的な措置であり、やむを得ないと考えます。

しかしながら、特例的な減額措置は平成17年度から毎年度実施され、その期間は10年の長きにわたっており、本委員会としては、早期に勧告に基づく給与水準が確保されるよう望むものであります。

## 3 参考

## (1) 減額措置に対する本委員会の条例案意見

実施時期	減額措置の内容等			本委員会の意見
	減額内容	対象職員		
H 14.4 ~ H15.3 【1年間】	給料の特別調整額	全職員	△10.0%	「…臨時、特例的な措置と思料され、諸般の事情にかんがみ、やむを得ないものと考えます。」
H16.1~ H17.3 【1年3か月】	給料月額	部次長級	△5.8%	「…誠に残念であります、財政状況等諸般の事情に鑑み行う臨時的な措置であり、やむを得ないと考えます。」
		課長級	△3.8%	
		その他の職員	△1.8%	
H17.4~ H18.3 【1年間】	給料の特別調整額	部長級 副部長級	△25%	「…給料の特別調整額及び管理職手当の一部を減額する措置については、条例に基づき人事委員会規則で定める額を減額して支給しようとするものでありますが、これは、本県の財政事情等諸般の情勢に鑑み行う時限的な措置でありますので、やむを得ないものと考えます。」
		総括課長級	△15%	
H18.4~ H19.3 【1年間】	給料の特別調整額	部長級 副部長級	△25%	「…給料の特別調整額及び管理職手当の一部を減額する措置につきましては、本県の財政事情等諸般の情勢に鑑み行う時限的な措置でありますので、やむを得ないものと考えます。」
		総括課長級	△15%	
H19.4~ H20.3 【1年間】	給料の特別調整額	部長級 副部長級	△25%	「…給料の特別調整額及び管理職手当の一部を減額する措置につきましては、本県の財政事情等諸般の情勢に鑑み行う時限的な措置でありますので、やむを得ないものと考えます。」
		総括課長級	△15%	
H20.4~ H23.3 【3年間】	給料月額	部長級	△6%	「本委員会が行った勧告のうち、給料表以外の改定の実施時期を平成20年4月とすることについては、人事委員会勧告が職員に対する労働基本権制約の代償措置として行われるべきものであることに鑑み、さきの勧告の趣旨は実施時期も含め最大限に尊重されるべきものと考えており、誠に残念です。」 「なお、財政状況等諸般の事情は理解しますが、給料月額等を減額する措置が職員の士気等に及ぼす影響について十分配慮されるとともに、今回の措置が早期に解消されるよう期待します。」
		副部長級	△4%	
		総括課長級	△4%	
		その他職員	△2%	
	給料の特別調整額	部長級	△15%	
		副部長級	△10%	
		総括課長級	△5%	
H23.4~ H24.3 【1年間】	給料の特別調整額	部長級 副部長級	△25%	「…給料の特別調整額及び管理職手当の一部を減額する措置につきましては、本県の財政事情等諸般の情勢に鑑み行う特例的な措置であり、やむを得ないと考えますが、これまでの措置に引き続き実施されるものであり、残念です。」
		総括課長級	△15%	
H24.4~ H25.3 【1年間】	給料の特別調整額	部長級 副部長級	△25%	「…給料の特別調整額及び管理職手当の一部を減額する措置につきましては、本県の財政事情等諸般の情勢に鑑み行う特例的な措置であり、やむを得ないと考えますが、これまでの措置に引き続き実施されるものであり、残念です。」
		総括課長級	△15%	

<b>H25. 4～ H25. 6</b> <b>【3ヵ月】</b> <small>※当初は1年間</small>	<b>給料の特別調整額</b>	<b>部長級</b>	$\Delta 25\%$	<p>「…給料の特別調整額及び管理職手当の一部を減額する措置については、<u>本県の財政事情等諸般の情勢に鑑み行う特例的な措置</u>であり、<u>やむを得ないと考えますが</u>、<u>本委員会としては、早期に勧告に基づく給与水準が確保されるよう望むものであります。</u></p> <p>なお、本委員会が昨年10月に行った「職員の給与等に関する報告及び勧告」のうち、55歳を超える職員の昇給に係る改正については、早期に所要の措置を講じられるよう望むものであります。</p>
		<b>副部長級</b> <b>総括課長級</b>	$\Delta 15\%$	
<b>H25. 7～ H26. 3</b> <b>【9ヵ月】</b>	給料月額	総括課長級以上	$\Delta 9.4\%$	<p>…給料月額等を減額する措置につきましては、諸般の情勢に鑑み、このような特例的な措置によらざるを得なかったものと考えます。</p> <p>しかしながら、本来、職員の給与は地方公務員法に定められた給与決定の諸原則に基づいて決定されるべきものであり、地方交付税等を国の政策目的達成のための手段として用いることは<b>誠に遺憾であります。</b></p> <p>本委員会としては、職員の士気等に及ぼす影響を憂慮するとともに、労働基本権制約の代償措置として行われる人事委員会勧告制度の趣旨に反するものであることから、<b>早期に適正な運用がなされるよう望む</b>ものであります。</p>
		主査級以上	$\Delta 7.4\%$	
		その他職員	$\Delta 4.4\%$	
	<b>給料の特別調整額</b>	<b>部長級</b>	$\Delta 15\%$	
		<b>副部長級</b>	$\Delta 10\%$	
		<b>総括課長級</b>	$\Delta 15\%$	
<b>H26. 4～ H27. 3</b> <b>【1年間】</b>	<b>給料の特別調整額</b>	<b>部長級</b>	$\Delta 25\%$	<p>「…給料の特別調整額及び管理職手当の一部を減額する措置については、<u>本県の財政事情等諸般の情勢に鑑み行う特例的な措置</u>であり、<u>やむを得ないと考えますが</u>、<u>本委員会としては、早期に勧告に基づく給与水準が確保されるよう望むものであります。</u></p>
		<b>副部長級</b> <b>総括課長級</b>	$\Delta 15\%$	

(2) 近年の東北各県の状況

	実施内容 (現行)		実施時期
	給料月額	管理職手当	
宮城県		部長級 $\Delta 5.0\%$ 次長級 $\Delta 4.0\%$ その他管理職 $\Delta 3.0\%$	H20. 1～H27. 3
山形県		一律 $\Delta 18.0\%$	H14. 4～H29. 3

※ 実施時期には、減額率が異なる特例減額実施期間を含む。

※ 青森県及び福島県はH25. 6、秋田県はH26. 3で減額措置を廃止。

## 別紙 4

**1 条例案の内容**

## (1) 条例案の名称

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案（議案第61号）

## (2) 趣旨

諸般の情勢に鑑み、管理又は監督の地位にある職員に支給されるべき管理職手当を減額しようとするものである。

## (3) 改正内容

項目	改正内容等		
管理職手当の減額措置 (附則第37項関係)	<b>校長の管理職手当について、下記のとおり減額措置を講ずること。</b>		
	※ 減額率は、他県における措置状況を踏まえて緩和されること。		
	減額率	対象職員	備考
<b>15%</b> <b>(現行 25%)</b>	期末手当・勤勉手当に係る職務加算割合について <b>20%加算の適用を受ける職員</b>  ※職務加算割合 20% 行政職給料表 8 級（副部長級相当）以上の職と同様。	地域の中心校のうち、より校長の職務が特に困難であると認められる学校で人事委員会承認を得て定める校長。 〔 小学校：14 校 〕 〔 中学校：9 校 〕	
<b>10%</b> <b>(現行 15%)</b>	<b>上記以外の校長の職</b>		

## (4) 施行日（附則関係）

**平成 27 年 4 月 1 日**

**2 条例案意見**

## (1) 検討（意見の方向性）

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例における検討と同じ。

## (2) 措置案

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例における措置案と同じ。

## 別紙 5

## 1 条例案の内容

## (1) 条例案の名称

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案（議案第30号）

## (2) 趣旨

用地交渉等手当の支給範囲を拡大するとともに、併せて所要の整備をしようとするものである。

## (3) 改正内容

## ア 用地交渉等手当の支給範囲を拡大すること（第9条の13関係）

東日本大震災津波からの復興を着実に推進するための職員の処遇への配慮、職務内容の特殊性及び他県均衡等の理由により、公署における交渉も用地交渉等手当の支給対象とするもの。

## 【現行の支給対象業務】

現地において、土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務

※1「現地」とは、県の公署以外の場所であって、交渉の対象となる土地（土地収用法第5条に掲げる権利を含む。）の所在地、取得する土地についての権利を有する者の居住地又は交渉するため指定した場所（昭47.5.8人第92号）

※2「土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉」とは、土地の取得等又は損失の補償について、その権利者、被補償者等と面接して行うものをいう。（昭35.4.12 35 岩人委業第130号）

## 【業務地による整理】

	「現地」※県の公署以外の場所			県の公署
	土地の所在地	権利者の居住地	交渉するため指定した場所	
改正前（現行）	支給対象	支給対象	支給対象	支給対象外
改正後	支給対象	支給対象	支給対象	支給対象

## イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の一部改正に伴う所要の整備（第4条関係）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の14に、新たに第2項が新設されることに伴い、引用条項の整備を行うもの。

## (4) 施行日（附則関係）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、(3)イは、同年5月21日から施行すること。

## 2 条例案意見

## (1) 検討（用地交渉等手当）

## ア 国及び他団体の状況について

- ・ 国において、公署における交渉を支給対象としていること。
- ・ 他団体においては、24団体（H26）が公署における交渉を支給対象としていること。（H16は19団体であり、支給対象とする団体が増えていること。）

北海道、東北、関東	8団体（宮城、秋田、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川）
中部、近畿	8団体（新潟、富山、山梨、岐阜、愛知、三重、滋賀、大阪）
中国、四国、九州	8団体（島根、山口、徳島、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎）

## イ 同様の業務に支給される手当について

- ・ 本県における徴税手当及び社会福祉業務手当に関して、公署における徴収業務又はケースワーカー業務についても支給対象としていること。

## (2) 措置案

**適当なものと認められます。**

## 【理由】

## ア 用地交渉等業務手当（１（３）ア関連）

- ・ 震災以降、用地交渉業務が増加している状態が継続しており、復興を着実に推進するための職員の処遇への配慮という観点から、必要性が認められるもの。
- ・ 公署における交渉についても業務の困難性が認められるものであり、その勤務の特殊性から、支給対象に含めることは適当であると考えられること。

## イ 防疫等作業手当（１（３）イ関連）

引用する法律の条項移動に係る所要の整備であること。



(参考)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正内容〔抄〕

改正前	改正後
<p>(家庭訪問指導)</p> <p>第53条の14 保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、保健師又はその他の職員をして、その者の家庭を訪問させ、処方された薬剤を確実に服用する<u>こと</u>その他必要な指導を行わせるものとする。</p>	<p>(家庭訪問指導等)</p> <p>第53条の14 保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、保健師又はその他の職員をして、その者の家庭を訪問させ、処方された薬剤を確実に服用する<u>指導</u>その他必要な指導を行わせるものとする。</p> <p><u>2 保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療を効果的に実施するため必要があると認めるときは、病院、診療所、薬局その他厚生労働省令で定めるものに対し、厚生労働大臣が定めるところにより、処方された薬剤を確実に服用する指導その他必要な指導の実施を依頼することができる。</u></p>

○改正法の施行期日 公布の日（平成26年11月21日）から起算して6月を経過した日

○一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例〔抄〕

改正前	改正後
<p>(防疫等作業手当)</p> <p>第4条 防疫等作業手当は、職員が、感染症等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は犬による危害のおそれがある場合において、次に掲げる作業又は業務に従事したときに、支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第53条の14の規定に基づく在宅結核患者の家庭を訪問して行う必要な指導</p> <p>(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(防疫等作業手当)</p> <p>第4条 防疫等作業手当は、職員が、感染症等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は犬による危害のおそれがある場合において、次に掲げる作業又は業務に従事したときに、支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第53条の14第1項の規定に基づく在宅結核患者の家庭を訪問して行う必要な指導</p> <p>(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

○改正条例の施行期日 平成27年5月21日

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案要綱

## 第1 改正の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い教育長の給料等について定め、並びに諸般の情勢に鑑み知事及び副知事の平成27年4月から平成28年3月までの間に支給されるべき給料を減額しようとするものである。

## 第2 条例案の内容

- 1 教育長の給料、退職手当及び職務のため旅行したときの旅費について、次のとおりとすること。(第10条、別表第1、別表第2関係)
  - (1) 給料  
月額 760,000円
  - (2) 退職手当  
退職時における給料月額に在職月数を乗じて得た額に、100分の25を乗じて得た額
  - (3) 職務のため旅行したときの旅費  
行政職給料表10級の職務にある職員と同一の額
- 2 知事及び副知事に平成27年4月から平成28年3月までの間において支給されるべき給料は、知事にあつては月額1,054,000円、副知事にあつては月額864,000円とすること。(附則第38項関係)
- 3 その他所要の整備を行うこと。(第1条、第10条、別表第1関係)
- 4 施行期日等
  - (1) この条例は、平成27年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
  - (2) 所要の経過措置を講ずること。(附則第2項～第4項関係)
  - (3) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止すること。(附則第5項関係)
  - (4) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止に伴う経過措置を講ずること。(附則第6項関係)

## 職員の職務に係る倫理の保持に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 第1 改正の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、条例の適用範囲から教育長を除こうとするものである。

### 第2 条例案の内容

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、条例の適用範囲から教育長を除外すること。(第2条関係)
- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、平成27年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
  - (2) 所要の経過措置を講ずること。(附則第2項関係)

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案要綱

第1 改正の趣旨

諸般の情勢に鑑み、管理又は監督の地位にある職員に支給されるべき給料の特別調整額を減額しようとするものである。

第2 条例案の内容

- 1 平成27年4月から平成28年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額の月額について、副部長級以上の職にある職員にあつては100分の15、総括課長級の職にある職員にあつては100分の10を減じた額とすること。(附則第35項関係)

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行すること。(附則関係)

## 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 第1 改正の趣旨

諸般の情勢に鑑み、管理又は監督の地位にある職員に支給されるべき管理職手当を減額しようとするものである。

### 第2 条例案の内容

- 1 平成27年4月から平成28年3月までの間に支給されるべき教育職給料表4級の適用を受ける校長の管理職手当の月額について、職責に応じ100分の15又は100分の10を減じた額とすること。(附則第37項関係)

### 2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行すること。(附則関係)

## 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 第1 改正の趣旨

用地交渉等手当の支給範囲を拡大するとともに、併せて所要の整備をしようとするものである。

### 第2 条例案の内容

- 1 用地交渉等手当の支給範囲を拡大すること。(第9条の13関係)
- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の一部改正に伴い、所要の整備をすること。(第4条関係)
- 3 施行期日  
この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、2は、同年5月21日から施行すること。(附則関係)

議 第 276 号

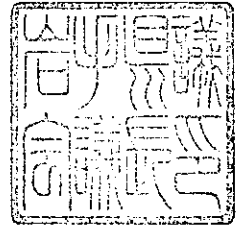
平成 27年 2 月 16日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司 様

岩手県議会議長 千 葉

伝



条例案に対する意見について

今期定例会に提出される下記議案について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

議案第27号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例のうち附則第5項及び第6項

議案第29号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第30号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第32号 職員の職務に係る倫理の保持に関する条例の一部を改正する条例

議案第61号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

担当  
議会事務局議事調査課  
議事管理担当 清川  
内線 6017



議案第 27 号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条から第204条までの規定により、知事、副知事、県議会の議員、委員会の委員、監査委員、自治紛争調停委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、投票管理者、開票立会人、開票立会人、選挙立会人その他の特別職の職員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与並びに旅費及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条から第204条までの規定により、知事、副知事、県議会の議員、<u>教育長</u>、委員会の委員、監査委員、自治紛争調停委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人その他の特別職の職員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与並びに旅費及び費用弁償に関する必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(退職手当)</p> <p>第10条 知事、副知事及び常勤の監査委員（職員の退職手当に関する条例（昭和28年岩手県条例第40号。以下「退職手当条例」という。）第5条第5項に規定する職員以外の地方公務員等が、退職手当条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けないで当該職員以外の地方公務員等を退職し、かつ、引き続き副知事及び常勤の監査委員となった場合を除く。）が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合）に退職手当を支給する。</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第10条 知事、副知事、<u>教育長</u>及び常勤の監査委員（職員の退職手当に関する条例（昭和28年岩手県条例第40号。以下「退職手当条例」という。）第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等が、退職手当条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けないで当該職員以外の地方公務員等を退職し、かつ、引き続き副知事、<u>教育長</u>及び常勤の監査委員となった場合を除く。）が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合）には、その遺族）に退職手当を支給する。</p>
<p>2 前項の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>2 前項の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる<u>特別職の職員</u>の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>教育長</u> 100分の25</p>



(3) [略]  
 3～5 [略]  
 附 則  
 1～37 [略]

別表第1 (第3条関係)

名 称	給料、議員報酬又は報酬
[略]	
県議会の議員	[略]
教育委員会の委員	委員長 月額 189,000円
	委員長職務代理者 [略]
[略]	[略]

別表第2 (第7条、第8条関係)

[略]	[略]
県議会の議員	
教育委員会の委員	
[略]	
[略]	

(4) [略]  
 3～5 [略]  
 附 則  
 1～37 [略]

38 知事及び副知事の平成27年4月から平成28年3月までの間に支給されるべき給料は、第3条第1項の規定にかかわらず、知事にあつては月額1,054,000円、副知事にあつては月額864,000円とする。

別表第1 (第3条関係)

名 称	給料、議員報酬又は報酬
[略]	
県議会の議員	[略]
教育長	月額 760,000円
教育委員会の委員	教育長職務代理者 [略]
[略]	[略]

別表第2 (第7条、第8条関係)

[略]	[略]
県議会の議員	
教育長	
教育委員会の委員	
[略]	
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則  
 (施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
(教育長等に関する経過措置)
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する場合における当該教育長については、この条例による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第1条、第10条、別表第1及び別表第2の規定は、適用しない。
- 3 改正法附則第5条の規定に基づき知事が教育長（改正法による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第1項の教育長をいう。）の職務を行う者の指名をした場合においては、当該指名を受けた者を改正後の条例別表第1に規定する教育長職務代理人とみなして、同表の規定を適用する。  
(教育委員会の委員長等に関する経過措置)
- 4 この条例の施行の際現に改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下この項において「旧法」という。）第12条第1項の委員長である者又は同条第4項の規定による指定を受けた委員である者並びにこの条例の施行の日以後に改正法附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第12条第1項の規定により選挙された委員長及び同条第4項の規定により指定された委員については、この条例による改正前の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例別表第1の規定は、なおその効力を有する。  
(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止)
- 5 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年岩手県条例第40号）は、廃止する。  
(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止に伴う経過措置)
- 6 改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する場合には、前項の規定による廃止前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条例第1条中「教育公務員特例法」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第9条の規定によりなおその効力を有するものとされる教育公務員特例法」とする。

平成27年2月17日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い教育長の給料等について定め、並びに諸般の情勢に鑑み知事及び副知事の平成27年4月から平成28年3月までの間に支給されるべき給料を減額しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 29 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1～34 [略]</p>	<p>附 則 1～34 [略]</p> <p>35 特定管理職員で次の各号のいずれかに該当するものの平成27年4月から平成28年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額の月額は、第26条第1項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>(1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして知事が定める職員 100分の15</p> <p>(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級又は7級であるもの（知事が定める職員を除く。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして知事が定める職員 100分の10</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	
附 則	
この条例は、平成27年4月1日から施行する。	
平成27年2月17日提出	

## 岩手県知事 達 増 拓 也

理由

諸般の情勢に鑑み、管理又は監督の地位にある職員に支給されるべき給料の特別調整額を減額しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第30号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(用地交渉等手当)</p> <p>第9条の13 用地交渉等手当は、農林水産部農村建設課、県土整備部県土整備企画室若しくは港湾課、広域振興局農政部、農林部、水産部若しくは土木部、北上川上流流域下水道事務所、花巻空港事務所、教育委員会事務局教育企画室又は警察本部会計課に勤務する職員が、<u>現地</u>において、土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉（国、地方公共団体その他人事委員会が定める者との交渉を除く。）の業務に従事したときに、支給する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(用地交渉等手当)</p> <p>第9条の13 用地交渉等手当は、農林水産部農村建設課、県土整備部県土整備企画室若しくは港湾課、広域振興局農政部、農林部、水産部若しくは土木部、北上川上流流域下水道事務所、花巻空港事務所、教育委員会事務局教育企画室又は警察本部会計課に勤務する職員が、土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉（国、地方公共団体その他人事委員会が定める者との交渉を除く。）の業務に従事したときに、支給する。</p> <p>2 [略]</p>
2	<p>(防疫等作業手当)</p> <p>第4条 防疫等作業手当は、職員が、感染症等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は犬による危害のおそれがある場合において、次に掲げる作業又は業務に従事したときに、支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の14の規定に基づき在宅結核患者の家庭を訪問して行う必要な指導</p> <p>(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(防疫等作業手当)</p> <p>第4条 防疫等作業手当は、職員が、感染症等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は犬による危害のおそれがある場合において、次に掲げる作業又は業務に従事したときに、支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の14第1項の規定に基づき在宅結核患者の家庭を訪問して行う必要な指導</p> <p>(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年5月21日から施行する。

平成27年2月17日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

用地交渉等手当の支給範囲を拡大するとともに、併せて所要の整備をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第32号

職員の職務に係る倫理の保持に関する条例の一部を改正する条例

職員の職務に係る倫理の保持に関する条例（平成13年岩手県条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義等)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 管理職員 教育長、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第26条第1項、医療局企業職員の給与の種別及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第29号）第3条の3又は企業局企業職員の給与の種別及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第32号）第3条の2の規定に基づき給料の特別調整額の支給を受ける職員、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員並びに医療局長及び企業局長をいう。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(定義等)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 管理職員 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第26条第1項、医療局企業職員の給与の種別及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第29号）第3条の3又は企業局企業職員の給与の種別及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第32号）第3条の2の規定に基づき給料の特別調整額の支給を受ける職員、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員並びに医療局長及び企業局長をいう。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する場合においては、この条例による改正後の職員の職務に係る倫理の保持に関する条例第2条第1項の規定は適用せず、この条例による改正前の職員の職務</p>	

務に係る倫理の保持に関する条例第2条第1項の規定は、なおその効力を有する。

平成27年2月17日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、条例の適用範囲から教育長を除こうとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。



議案第 61 号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1～36 [略]</p>	<p>附 則 1～36 [略]</p> <p>37 第28条の3第1項に規定する職にある職員で次の各号のいずれかに該当するものの平成27年4月から平成28年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>(1) 教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものうち第29条第5項に規定する職制上の段階、職務の級等を考慮して定められる割合が100分の20である職員 100分の15</p> <p>(2) 教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものうち前号に掲げる職員以外の職員 100分の10</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月17日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

諸般の情勢に鑑み、管理又は監督の地位にある職員に支給されるべき管理職手当を減額しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第 2 号

### 職員の任用に関する規則の一部改正について

平成 27 年 2 月 26 日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

---

#### 第 1 改正の趣旨

職員採用 I 種試験のうち一般行政の職種区分に係る試験方法 A について、所要の改正をしようとするものである。

#### 第 2 改正の内容

職員採用 I 種試験のうち、一般行政の職種区分に係る試験方法 A について、論文試験を追加すること。(別表第 2 関係)

#### 第 3 施行期日 (附則関係)

平成 27 年 4 月 1 日から施行すること。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第9条の2－第10条の2関係）				別表第2（第9条の2－第10条の2関係）			
試験の種類	職種区分	職種区分の対象となる職	試験方法	試験の種類	職種区分	職種区分の対象となる職	試験方法
職員採用 I種試験	一般行政	[略]	方 法 A 教養試験 専門試験（多肢 選択式） 専門試験（記述 式） 人物試験（個別 面接、集団討論 、適性検査） 身体検査	職員採用 I種試験	一般行政	[略]	方 法 A 教養試験 専門試験（多肢 選択式） 専門試験（記述 式） <u>論文試験</u> 人物試験（個別 面接、集団討論 、適性検査） 身体検査
			[略]				[略]
[略]				[略]			
[略]				[略]			
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 議案第3号

平成27年4月1日における号給の調整に関する規則の制定について

平成27年2月26日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

---

### 第1 趣旨

一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）附則第30項から第32項まで及び市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）附則第32項から第34項までの規定により、平成27年4月1日における号給の調整に関し必要な事項を定めようとするものである。

### 第2 規則案の内容

- (1) 趣旨について定めること。（第1条関係）
- (2) 定義について定めること。（第2条関係）
- (3) 号給の調整を行う職員について定めること。（第3条から第5条まで関係）
- (4) 休職等期間がある職員に関する特例について定めること。（第6条関係）
- (5) この規則により難い場合の措置について定めること。（第7条関係）

### 第3 施行期日等（附則関係）

- (1) 平成27年4月1日から施行すること。
- (2) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年岩手県人事委員会規則第27号）の一部を改正すること。

平成27年4月1日における号給の調整に関する規則をここに公布する。

平成27年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

平成27年4月1日における号給の調整に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）附則第30項から第32項まで及び市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）附則第32項から第34項までの規定により、平成27年4月1日（以下「調整日」という。）における号給の調整に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 平成19年昇給等抑制職員 次に掲げる職員をいう。

ア 平成19年4月1日において初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第24号。以下「平成19年改正規則」という。）による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年岩手県人事委員会規則第27号。以下「平成18年改正規則」という。）附則第6項の規定により読み替えられた平成19年改正規則による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号。以下「初任給等規則」という。）第35条第1項若しくは平成18年改正規則附則第7項の規定により号給を決定された職員又はこれらの規定により昇給（給与条例第6条第5項又は給与等条例第7条第5項の規定による昇給をいう。以下同じ。）しないこととなった職員であって、同日に受けていた号給と、平成19年改正規則による改正前の平成18年改正規則附則第6項の規定の適用がないものとした場合又は平成18年改正規則附則第7項中「に相当する数から1を減じて得た数（切替日）」を「（切替日）」と、「当該減じて得た数」を「当該号給数」と読み替えて同項を適用した場合の同日に受けることとなる号給とが異なるもの（次に掲げる職員を除く。）

(ア) 平成19年4月1日から調整日までの間に、初任給等規則第22条第3項、第25条第2項（初任給等規則第27条において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第42条の規定に基づき号給を決定された職員（以下「上位資格取得等職員」という。）

(イ) 平成19年4月1日から調整日までの間に、給料表の適用を異にする異動又は給料表の適用を異にしない初任給等規則別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員

(ウ) 平成19年4月1日から調整日までの間に、人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員（以下「個別承認職員」という。）

(エ) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において、休職にされていた期間、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岩手県条例第7号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する育児休業をしていた期間、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間、職員の修学部分休業に関する条例（平成17年岩手県条例第20号）第2条第1項に規定する修学部分休業をしていた期間又は職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年岩手県条例第65号）第2条に規定する自己啓発等休業をしていた期間（以下「休職等期間」という。）がある職員のうち人事委員会の定めるもの

(オ) (ア)から(エ)までに掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの

- イ 平成19年4月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、附則第2項の規定による改正前の平成18年改正規則附則第5項（平成19年改正規則による改正前の平成18年改正規則附則第5項を含む。以下「平成27年改正前の平成18年改正規則附則第5項」という。）の規定により号給を決定されたもののうち、平成27年改正前の平成18年改正規則附則第5項に規定する採用日（以下「採用日」という。）から平成27年改正前の平成18年改正規則附則第5項に規定する調整年数（以下「調整年数」という。）を遡った日が平成19年4月1日（平成21年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成19年2月1日（平成27年改正前の平成18年改正規則附則第5項に規定する特定職員（以下「特定職員」という。））にあつては、同年1月1日）前となる職員（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
- ウ 平成19年4月1日から調整日の前日までの間に初任給等規則第16条第1号又は第8号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
- エ 平成19年4月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）であつて、初任給等規則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、平成27年改正前の平成18年改正規則附則第5項の規定により号給を決定されたもののうち、採用日から調整年数を遡った日が平成19年4月1日（平成21年4月1日以後に初任給等規則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成19年2月1日（特定職員にあつては、同年1月1日））前となる職員及び初任給等規則第42条の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの
- オ 平成19年4月1日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの（当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成19年4月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）
- (ア) 平成19年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成19年3月31日に当該給料表異動等（当該給料表異動等が2以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。以下同じ。）があつたものとした場合に、ア又はエに掲げる職員に該当することとなるもの
- (イ) 平成19年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。次号オ(イ)及び第3号オ(イ)において同じ。）であつて、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、イに掲げる職員に該当することとなるもの
- カ 平成19年4月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、人事委員会の定める職員
- キ アからカまでに掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員
- (2) 平成20年昇給等抑制職員 次に掲げる職員をいう。
- ア 平成20年4月1日において初任給等規則第35条第5項の規定により号給を決定された職員又は同項の規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号給と平成18年改正規則附則第6項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なるもの（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において休職等期間がある職員のうち人事委員会の定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして人事委員会が定めるものを除く。）
- イ 平成20年4月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、平成27年改正前の平成18年改正規則附則第5項の規定により号給を決定されたもののうち、採用日から調整年数を遡った日が平成20年4月1日（平成21年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成20年2月1日（特定職員にあつては、同年1月1日））前となる職員（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職

員となった職員を除く。)

ウ 平成20年4月1日から調整日の前日までの間に初任給等規則第16条第1号又は第8号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

エ 平成20年4月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員(上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)であって、初任給等規則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、平成27年改正前の平成18年改正規則附則第5項の規定により号給を決定されたもののうち、採用日から調整年数を遡った日が平成20年4月1日(平成21年4月1日以後に初任給等規則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成20年2月1日(特定職員にあつては、同年1月1日))前となる職員及び初任給等規則第42条の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの

オ 平成20年4月1日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの(当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成20年4月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。)

(ア) 平成20年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成20年3月31日に当該給料表異動等があつたものとした場合に、ア又はエに掲げる職員に該当することとなるもの

(イ) 平成20年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であつて、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、イに掲げる職員に該当することとなるもの

カ 平成20年4月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員(個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。)のうち、人事委員会の定める職員

キ アからカまでに掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

(3) 平成21年昇給等抑制職員 次に掲げる職員をいう。

ア 平成21年4月1日において初任給等規則第35条第5項の規定により号給を決定された職員又は同項の規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号給と平成18年改正規則附則第6項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なるもの(同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において休職等期間がある職員のうち人事委員会の定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして人事委員会が定めるものを除く。)

イ 平成21年4月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、平成27年改正前の平成18年改正規則附則第5項の規定により号給を決定されたもののうち、採用日から調整年数を遡った日が平成21年4月1日(平成21年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成21年2月1日(特定職員にあつては、同年1月1日))前となる職員(新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

ウ 平成21年4月1日から調整日の前日までの間に初任給等規則第16条第1号又は第8号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

エ 平成21年4月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員(上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)であつて、初任給等規則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、平成27年改正前の平成18年改正規則附則第5項の規定により号給を決定されたもののうち、採用日から調整年数を遡った日が平成21年4月1日(同日以後に初任給等規則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成21年2月1日(特定職員にあつ

ては、同年1月1日) ) 前となる職員及び初任給等規則第42条の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの

オ 平成21年4月1日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であって次に掲げるもの(当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成21年4月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。)

(ア) 平成21年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成21年3月31日に当該給料表異動等があったものとした場合に、ア又はエに掲げる職員に該当することとなるもの

(イ) 平成21年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、イに掲げる職員に該当することとなるもの

カ 平成21年4月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員(個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。)のうち、人事委員会の定める職員

キ アからカまでに掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員(号給の調整を行う職員)

第3条 給与条例附則第30項及び給与等条例附則第32項に規定する人事委員会規則で定める職員であってこれらの規定の適用がないものとした場合に調整日に受けることとなる号給の3号給上位の号給とするものは、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員及び平成21年昇給等抑制職員のいずれにも該当する職員(次項第2号及び第3項第2号に該当する職員を除く。)とする。

2 給与条例附則第30項及び給与等条例附則第32項に規定する人事委員会規則で定める職員であってこれらの規定の適用がないものとした場合に調整日に受けることとなる号給の2号給上位の号給とするものは、次に掲げる職員とする。

(1) 次のアからウまでのいずれか一にのみ該当する職員(次項第2号に該当する職員を除く。)

ア 平成20年昇給等抑制職員及び平成21年昇給等抑制職員に該当するもの

イ 平成19年昇給等抑制職員及び平成21年昇給等抑制職員に該当するもの

ウ 平成19年昇給等抑制職員及び平成20年昇給等抑制職員に該当するもの

(2) 調整日においてその者の属する職務の級における最高の号給の2号給下位の号給を受ける職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員及び平成21年昇給等抑制職員のいずれにも該当する職員

3 給与条例附則第30項及び給与等条例附則第32項に規定する人事委員会規則で定める職員であってこれらの規定の適用がないものとした場合に調整日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とするものは、次に掲げる職員とする。

(1) 平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか一にのみ該当する職員

(2) 調整日においてその者の属する職務の級における最高の号給の1号給下位の号給を受ける職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のうち2以上に該当する職員

第4条 給与条例附則第31項及び給与等条例附則第33項に規定する人事委員会規則で定める職員であってこれらの規定の適用がないものとした場合に調整日に受けることとなる号給の2号給上位の号給とするものは、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のうち2以上に該当する職員(次項第2号に該当する職員を除く。)とする。

2 給与条例附則第31項及び給与等条例附則第33項に規定する人事委員会規則で定める職員であってこれらの規定の適用がないものとした場合に調整日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とするものは、次に掲げる職員とする。

(1) 平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか一にのみ該当する職員

(2) 調整日においてその者の属する職務の級における最高の号給の1号給下位の号給を受ける職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のうち2以上に該当する職員

第5条 給与条例附則第32項及び給与等条例附則第34項に規定する人事委員会規則で定める職員であってこれらの規定の適用がないものとした場合に調整日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とするものは、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給



等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員とする。

(休職等期間がある職員に関する特例)

第6条 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間において、休職等期間がある職員（休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。）であって、平成18年4月2日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち人事委員会の定める職員については、人事委員会の定めるところにより、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員に該当するものとみなす。

(この規則により難い場合の措置)

第7条 特別の事情によりこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

#### 附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成18年改正規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>(初任給に関する経過措置)</p> <p>5 <u>平成19年4月1日</u>以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について<u>改正後の規則第13条から第15条</u>までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から<u>改正後の規則第11条第1項</u>の規定による号給（<u>改正後の規則第13条第1項</u>の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。）の号数を減じた数を4（新たに職員となった者が特定職員（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び<u>改正後の規則第34条</u>各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）であるときは、3）で除して得た数の年数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）を<u>さかのぼった日</u>が平成21年4月1日前となるものの採用日における号給は、<u>改正後の規則第13条から第15条</u>までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を<u>さかのぼった日</u>（平成21年4月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数を<u>さかのぼった日</u>が2月1日から3月31日まで（特定職員にあっては、1月1日から3月31日まで）の間である場合にあつては、同年4月1日）の翌日から採用日までの間における<u>改正後の規則第32条</u>に規定する昇給日（<u>平成19年4月1日から平成21年4月1日</u>までの間におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>(初任給に関する経過措置)</p> <p>5 <u>平成27年4月1日</u>（以下この項において「調整日」という。）以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について<u>初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第13条から第15条</u>までの規定の適用を受けることとなる者（<u>調整日において39歳に満たない職員を除く。</u>）のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から<u>同規則第11条第1項</u>の規定による号給（<u>同規則第13条第1項</u>の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。）の号数を減じた数を4（新たに職員となった者が特定職員（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び<u>同規則第34条</u>各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）であるときは、3）で除して得た数の年数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）を<u>遡った日</u>が平成21年4月1日前となるものの採用日における号給は、<u>同規則第13条から第15条</u>までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を<u>遡った日</u>（<u>当該遡った日</u>が2月1日から3月31日まで（特定職員にあっては、1月1日から3月31日まで）の間である場合にあつては、同年4月1日）の翌日から採用日までの間における<u>同規則第32条</u>に規定する昇給日（<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日</u>におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。</p>

6～15 [略]	<p>(1) <u>次号及び第3号に掲げる職員以外の職員</u> 平成19年4月1日から平成21年4月1日まで</p> <p>(2) <u>調整日において46歳に満たない職員（次号に掲げる職員を除く。）</u> 平成19年4月1日から平成20年4月1日まで</p> <p>(3) <u>調整日において41歳に満たない職員</u> 平成19年4月1日</p> <p>6～15 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

## 平成 27 年 4 月 1 日における号給の調整に関する規則の制定について

## 1 趣旨

平成 26 年給与勧告に基づく給与条例及び給与等条例の一部改正に伴い、給与構造改革期間中に抑制された昇給の回復措置（号給の調整）の実施に係る規則を制定しようとするものである。

## 2 昇給回復措置の概要

【対象】平成 27 年 4 月 1 日時点で、46 歳未満の職員

39 歳未満	最大 3 号給回復
39 歳以上 41 歳未満	最大 2 号給回復
41 歳以上 46 歳未満	最大 1 号給回復

平成 27 年 4 月 1 日 (調整日) 現在の年齢	(生年月日の範囲)	抑制された号給数	回復号給数
		2	2 号給
		1	1 号給
		0	なし
39 歳以上 41 歳未満	昭和 49 年 4 月 2 日 ～ 昭和 51 年 4 月 1 日	2 以上	2 号給
		1	1 号給
		0	なし
41 歳以上 46 歳未満	昭和 44 年 4 月 2 日 ～ 昭和 49 年 4 月 1 日	1 以上	1 号給
		0	なし

- 平成 27 年 4 月 1 日において、各級の最高号給を受ける職員、任期付研究員及び特定任期付職員は、調整の対象外。(条例で除外)
- 平成 27 年 4 月 1 日において、各級の最高号給の 2 号給下位又は 1 号給下位の号給を受ける職員にあっては、それぞれ 2 号給又は 1 号給が上限となる。(規則で規定)

## 3 施行期日等

- 平成 27 年 4 月 1 日から施行すること。
- 平成 27 年 4 月 1 日以降に採用される職員に係る初任給決定の経過措置について、所要の改正をすること。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成26年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第106号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩手県条例第48号)の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第26条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額410,900円</p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額50,000円</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定め</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第26条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額412,200円</p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額50,300円</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定め</p>

る基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5(特定幹部職員にあつては、100分の87.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の32.5(特定幹部職員にあつては、100分の42.5)を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

附 則

1～29 [略]

る基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の72.5(特定幹部職員にあつては、100分の92.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5(特定幹部職員にあつては、100分の47.5)を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

附 則

1～29 [略]

(平成27年4月1日における号給の調整)

30 平成27年4月1日において39歳未満である職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員(以下「除外職員」という。)である者を除く。)のうち、当該職員の平成19年4月1日、平成20年4月1日及び平成21年4月1日の第6条第5項の規定による昇給その他の号給の決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員の平成27年4月1日における号給は、人事委員会規則で定めるところにより、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の3号給、2号給又は1号給上位の号給とする。

31 平成27年4月1日において39歳以上41歳未満である職員(同日において

除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員の同日における号給は、人事委員会規則で定めるところにより、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の2号給又は1号給上位の号給とする。

32 平成27年4月1日において41歳以上46歳未満である職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

33 育児短時間勤務職員等に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、第6条の2第1項の規定の例による」とする。

34 任期付短時間勤務職員に対する附則第30項から第32項までの規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、第6条の2第3項の規定の例による」とする。

2 (通勤手当)  
第29条 [略]  
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
(1) [略]  
(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離(育児短時間勤務職員等並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。))にあつては、通勤距離及び通勤回数)を考慮して35,000円の範囲内で人事委員会規則で定める額  
(3) [略]  
3~7 [略]

(通勤手当)  
第29条 [略]  
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
(1) [略]  
(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離(育児短時間勤務職員等並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。))にあつては、通勤距離及び通勤回数)を考慮して38,300円の範囲内で人事委員会規則で定める額  
(3) [略]  
3~7 [略]

<中略>

	169	314,500					
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年岩手県条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1~7 [略] (給料の切替えに伴う経過措置) 8 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年岩手県条例第60号。第1号において「平成21年改正条例」という。)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。))には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。 (1)・(2) [略] 9~24 [略]</p>	<p>附 則 1~7 [略] (給料の切替えに伴う経過措置) 8 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年岩手県条例第60号。第1号において「平成21年改正条例」という。)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。))には、平成27年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。 (1)・(2) [略] 9~24 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則  
(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正部分及び規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中表2の項の改正部分 平成27年1月1日

- (2) 第1条中表3の項の改正部分並びに附則第4項から第7項まで及び第10項から第12項までの規定 平成27年4月1日
- 2 第1条(表3の項の改正部分を除く。)の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第26条の2第1項及び別表第1から別表第5までの規定は平成26年4月1日から、同条例第39条第2項の規定は同年12月1日から適用する。  
(平成26年4月1日前の異動者の号給の調整)
- 3 平成26年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(寒冷地手当に関する経過措置)
- 4 この項から附則第7項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 旧寒冷地等居住等職員 次に掲げる職員のいずれかに該当する職員(一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第6条第11項に規定する再任用職員及び給与条例第6条の2第3項に規定する任期付短時間勤務職員を除く。)をいう。  
ア 第1条の規定による改正前の給与条例(附則第8項において「改正前の条例」という。)別表第6の左欄に掲げる支給地域に居住する職員  
イ 第1条中表3の項の改正部分の施行の日(以下「一部施行日」という。)の前日において給与条例第40条第1項の知事が必要と認める職員に該当する職員
  - (2) 新寒冷地等居住等職員 給与条例第40条第1項の規定により寒冷地手当が支給される職員をいう。
  - (3) 特定旧寒冷地等居住等職員 旧寒冷地等居住等職員であって、新寒冷地等居住等職員でないものをいう。
  - (4) みなし寒冷地手当額 次項又は附則第6項に規定する者につき、給与条例別表第6に規定する4級地をその支給地域の区分(給与条例第40条第2項の支給地域の区分をいう。)と、基準日(同条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。)におけるその基準世帯等区分(当該者の一部施行日の前日以降における世帯等の区分(同条第2項の世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。))のうち、給与条例別表第7の4級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。)をその世帯等の区分とそれぞれみなして、同条第2項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額をいう。
- 5 基準日(その属する月が平成28年3月までのものに限る。)において特定旧寒冷地等居住等職員である者のうち、一部施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等居住等職員であった者に対しては、給与条例第40条第1項及び第2項の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額の寒冷地手当を支給する。
- 6 基準日(その属する月が平成28年11月から平成30年3月までのものに限る。)において特定旧寒冷地等居住等職員である者のうち、一部施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等居住等職員であった者に対しては、みなし寒冷地手当額が次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に定める額を超えることとなるときは、給与条例第40条第1項及び第2項の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の左欄に掲

げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に定める額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成28年11月から平成29年3月まで	6,000円
平成29年11月から平成30年3月まで	12,000円

- 7 前2項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等居住等職員である者のうち、一部施行日の前日において旧寒冷地等居住等職員であった者であって、一部施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等居住等職員又は新寒冷地等居住等職員であったもの(前2項の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。)に対しては、給与条例第40条第1項及び第2項の規定にかかわらず、知事の定めるところにより、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。  
(給与の内払)
- 8 第1条の規定による改正後の給与条例(以下この項において「改正後の条例」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。  
(人事委員会規則への委任)
- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。  
(医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)
- 10 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和35年岩手県条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表 寒冷地手当の支給地域及びその区分(第13条関係)		別表 寒冷地手当の支給地域及びその区分(第13条関係)	
支給地域	区 分	支給地域	区 分
盛岡市	[略]	盛岡市	[略]
水沢市			
花巻市	[略]	宮古市(平成17年6月5日における下関伊郡田老町、新里村及び川井村の区域に限る。)	[略]
[略]			
一関市			
江刺市			
二戸市			
		二戸市	
		八幡平市	



市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第107号

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和28年岩手県条例第49号)の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が県人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、県教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の67.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の32.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～31 [略]</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が県人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、県教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の72.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～31 [略]</p> <p>(平成27年4月1日における号給の調整)</p> <p>32 <u>平成27年4月1日において39歳未満である職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員(以下「除外職員」という。)である者を除く。)のうち、当該職員の平成19年4月1日、平成20年4月1日及び平成21年4月1日の第7条第5項の規定による昇給その他の号給の決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして県人事委員会規則で定める職員の平成27年4月1日における号給は、県人事委員会規則で定めるところにより、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の3号給、2号給又は1号給上位の号給とする。</u></p> <p>33 <u>平成27年4月1日において39歳以上41歳未満である職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして県人事委員会規則で定める職員の同日における号給は、県人事委員会規則で定めるところにより、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の2号給又は1号給上位の号給とする。</u></p> <p>34 <u>平成27年4月1日において41歳以上46歳未満である職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして県人事委員会規則で定める職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。</u></p> <p>35 <u>育児短時間勤務職員等に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、第7条の2第1項の規定の例による」とする。</u></p> <p>36 <u>任期付短時間勤務職員に対する附則第32項から第34項までの規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、第7条の2第3項の規定の例による」とする。</u></p>
2	(通勤手当)	(通勤手当)

< 中 略 >



改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～7 [略]</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>8 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年岩手県条例第61号。第1号において「平成21年改正条例」という。)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に達しないこととなるもの(県人事委員会規則で定める職員を除く。))には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>9～15 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1～7 [略]</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>8 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年岩手県条例第61号。第1号において「平成21年改正条例」という。)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に達しないこととなるもの(県人事委員会規則で定める職員を除く。))には、<u>平成27年3月31日までの間</u>、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>9～15 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

## 附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正部分及び規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 第1条中表2の項の改正部分 平成27年1月1日
  - 第1条中表3の項の改正部分及び附則第4項から第7項までの規定 平成27年4月1日
- 第1条(表3の項の改正部分を除く。)の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例別表第1から別表第3までの規定は平成26年4月1日から、同条例第30条第2項の規定は同年12月1日から適用する。  
(平成26年4月1日前の異動者の号給の調整)
- 平成26年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び県人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、県人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(寒冷地手当に関する経過措置)

- この項から附則第7項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 旧寒冷地等居住等職員 次に掲げる職員のいずれかに該当する職員(市町村立学校職員の給与等に関する条例(以下「給与等条例」という。)第7条第11項に規定する再任用職員及び給与等条例第7条の2第3項に規定する任期付短時間勤務職員を除く。)をいう。
    - 第1条の規定による改正前の給与等条例(附則第8項において「改正前の条例」という。)別表第4の左欄に掲げる支給地域に居住する職員
    - 第1条中表3の項の改正部分の施行の日(以下「一部施行日」という。)の前日において給与等条例第31条第1項の知事が必要と認める職員に該当する職員
  - 新寒冷地等居住等職員 給与等条例第31条第1項の規定により寒冷地手当が支給される職員をいう。
  - 特定旧寒冷地等居住等職員 旧寒冷地等居住等職員であつて、新寒冷地等居住等職員でないものをいう。
  - みなし寒冷地手当額 次に掲げる附則第6項に規定する者につき、給与等条例別表第4に規定する4級地をその支給地域の区分(給与等条例第31条第2項の支給地域の区分をいう。)と、基準日(同条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。)におけるその基準世帯等区分(当該者の一部施行日の前日以降における世帯等の区分(同条第2項の世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。))のうち、給与等条例別表第5の4級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。)をその世帯等の区分とそれぞれみなして、同条第2項の規定を適用したと見たならば算出される寒冷地手当の額をいう。
- 基準日(その属する月が平成28年3月までのものに限る。)において特定旧寒冷地等居住等職員である者のうち、一部施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等居住等職員であつた者に対しては、給与等条例第31条第1項及び第2項の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額の寒冷地手当を支給する。
- 基準日(その属する月が平成28年11月から平成30年3月までのものに限る。)において特定旧寒冷地等居住等職員である者のうち、一部施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等居住等職員であつた者に対しては、みなし寒冷地手当額が次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に定める額を超えることとなるときは、給与等条例第31条第1項及び第2項の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に定める額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成28年11月から平成29年3月まで	6,000円
平成29年11月から平成30年3月まで	12,000円

- 前2項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等居住等職員である者のうち、一部施行日の前日において旧寒冷地等居住等職員であつた者であつて、一部施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等居住等職員又は新寒冷地等居住等職員であつたもの(前2項の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。)に対しては、給与等条例第31条第1項及び第2項の規定にかかわらず、知事の定めるところにより、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。